

仕 様 書

1. 件 名

令和 8 年度自家用電気工作物保安業務

2. 履行場所

福岡市中央区大手門 2 丁目 5 番 3 3 号

九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所

福岡市博多区大字上臼井 6 0 6 号

九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所

福岡空港出張所

3. 概 要

本業務は、当所が設置している自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安業務を行うものである。

4. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5. 対象物件及び数量

工作物所在地	電気設備の概要	数量
福岡市中央区大手門 2 丁目 5 番 3 3 号	受電設備 2 5 0 K V A	1 式
	非常用電源設備 7 4 K V A	1 式
福岡市博多区大字上臼井 6 0 6 号	非常用電源設備 2 0 K V A	1 式

6. 一般事項

6-1 自家用電気工作物保安業務上当然実施しなければならないもの、また当局から特に指示した事項については、本仕様書に記載のないものでも実施しなければならない。

6-2 自家用電気工作物保安業務に当たっては、関係法令等に従い業務を行うものとする。

6-3 保安業務に必要な機械器具等は受注者の負担とする。

6-4 自家用電気工作物に常備されている工具類は、連絡責任者の許可を得て使用することができる。ただし、損傷または紛失した場合は受注者が一切負担するものとする。

6-5 担当技術者に不適格と認められる者がいるときは、発注者は、その事由を明示して受注者に交替を求めることができる。

6-6 受注者は、保安業務の担当技術者に一定の服装及び標示をさせ、受注者の担当技術者であることを明確にしなければならない。

6-7 受注者は、本契約締結後速やかに、電気主任技術者免状の写しを提出するものとする。

7. 保安業務

7-1 月次点検

保安業務上の月次点検は毎月1回以上行い、結果を点検報告書に記録し、連絡責任者に提出するものとする。

7-2 年次点検

年次点検は年1回実施し、詳細な試験や検査等を行い、自家用電気工作物の保安をさらに確保するものとする。

なお、停電を必要とする際は、1週間以上前に、連絡責任者の承諾を得るものとする。

7-3 協力助言

各機器について、保安上特に経済産業省令で定める電気設備の技術水準に適合しない事項が判明した場合は、連絡責任者に報告するとともに、改善及び修理等を必要とする場合には、意見を述べ協力しなければならない。

8. 工事計画等

8-1 自家用電気工作物の工事（改造、修理、取替、廃止等）をする場合において、連絡責任者が立案等について意見を求めた場合は協力しなければならない。

8-2 上記の工事をする場合において、その工事が完成するまでは、随時担当技術者を派遣しなければならない。

なお工事が完成した場合は、その完成検査に立ち会わなければならない。

9. 各機器の維持及び防災等

9-1 担当技術者は、経済産業省令で定める電気設備の技術水準に適合するよう、その維持について常に留意し、その結果を報告しなければならない。

9-2 各機器に事故その他異常が発生し、又発生する恐れがある場合、連絡責任者から連絡を受けたときは、担当技術者は、2時間以内に現場に急行し適切な措置をとらなければならない。

9-3 各機器の事故その他異常の発生の原因追求及び再発防止について、担当技術者は連絡責任者に対し資料等を提供し、適切な指導をしなければならない。

10. 点検結果報告書

点検の結果は点検結果報告書により、その都度提出するものとする。

1 1. 検 査

本業務の検査は、6ヶ月の業務が終了した都度、作業報告書の提出されたことの確認をもって検査とする。

1 2. 支払方法

本業務の支払については、検査に合格したものについて、半年ごとにとりまとめ、書面をもって代金の支払請求ができることとする。

1 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1 4－1 九州地方整備局（港湾空港関係に限る。）が発注する業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

1 4－2 1 4－1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

1 4－3 1 4－1及び1 4－2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

1 4－4 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

1 5. その他

この保安業務の履行に当たって仕様書などに疑義が生じた場合は連絡責任者と協議し、その指示を受けるものとする。